

総務企画委員会記録
<第1号>

平成23年第4回沖縄県議会（臨時会）

平成23年5月17日（火曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成23年 5月17日 火曜日
 開 会 午前10時14分
 散 会 午後 2時10分

場 所

第4委員会室

議 題

1 甲第1号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

出 席 委 員

委 員 長	當 間 盛 夫 君
副 委 員 長	山 内 末 子 さん
委 員	島 袋 大 君
委 員	吉 元 義 彦 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	高 嶺 善 伸 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	金 城 勉 君
委 員	糸 洲 朝 則 君
委 員	新 垣 清 涼 君
委 員	上 里 直 司 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
防災危機管理課長	川本栄太郎君
総務部長	兼島規君
財政課長	平敷昭人君
福祉保健部医務課長	平順寧君
農林水産部農政経済課長	大城健君
農林水産部園芸振興課長	長嶺豊君
土木建築部土木企画課長	武村勲君
土木建築部住宅課住宅管理監	我如古敏雄君

○當間盛夫委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

審査に入ります前に、本日の本会議で付託されました甲第1号議案平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）の審査につきましては、会期日程との関係で本日中に審査を終了する必要がありますので、御協力をお願いします。

それでは、甲第1号議案を議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長及び総務部長の出席を求めています。

甲第1号議案平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

なお、知事公室長による説明は省略いたしますので、あらかじめ御了承ください。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 ただいま議題となりました甲第1号議案について、お手元にお配りしております平成23年度一般会計補正予算(第1号)説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、東日本大震災に係る被災者支援等震災の影響に対応するための経費について、必要な予算を措置するものであります。

説明資料の1ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ4億3594万7000円で、これを既決予算額6081億8900万円に加えますと、改予算額は6086億2494万7000円となります。

歳入は、全額、財政調整基金からの繰入金となっております。

歳出の主な内容を申し上げますと、物件費は、被災者受け入れのための航空運賃及び宿泊代の支援に要する経費や、被災地への職員派遣に要する経費として、1億295万1000円を計上しております。

補助費等は、被災地への医師や看護師等の派遣に要する経費や、菊農家の再生産に向けた取り組みへの支援に要する経費として、1億3299万6000円を計上しております。

また、当初予算で2億円を措置していましたが予備費は、そのほとんどを被災者の支援活動の経費に充用したことから、今後の不測の事態に備えるため、改めて予備費を2億円計上しております。

2ページをお開きください。

2ページは、歳入歳出の財源内訳となっております。後ほどごらんください。

3ページをごらんください。

3ページは、債務負担行為に関する補正であります。

内容は、菊農家が経営維持安定のために、公庫資金やJAおきなわ資金を借り受けた場合において、5年間、借入金利子が無利子にするための経費であります。

なお、当該利子補給に係る事業は、市町村と共同して実施するものとしております。

4ページをごらんください。

歳入内訳については、先ほど御説明しましたとおり、全額、財政調整基金からの繰入金となっております。

5ページをお開きください。

歳出内訳について、御説明いたします。

精神医療費の2796万3000円は、被災地への精神科医師等の派遣に要する経費

であります。

救急医療対策費の3379万8000円は、被災地への医師等の派遣に要する経費であります。

花き振興対策事業費の7300万円は、菊農家の再生産に向けた取り組みへの支援に要する経費であります。

運営費の2126万3000円は、農林水産部関係職員の被災地派遣に要する経費であります。

被災者受入支援事業の7849万円は、被災者受け入れのための航空運賃及び宿泊代の支援に要する経費であります。

管理運営費の143万3000円は、土木建築部関係職員の被災地派遣に要する経費であります。

最後の予備費については、先ほど御説明しましたとおり、今後の不測の事態に備えるため、2億円を計上しております。

以上、7事項の合計額は、4億3594万7000円となります。

これで、甲第1号議案平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）の概要説明を終わりますが、お手元にはA3サイズの1枚紙で、予備費を含めた東日本大震災に係る支援活動等に関する事業一覧を参考までに配付しております。

休憩をお願いします。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

（休憩中に、兼島総務部長より、東日本大震災に係る支援活動等に関する事業一覧の事業番号1—被災者受入支援事業の事業概要の記述内容について、去る5月10日に開催された議会運営委員会で配付された資料の記述と異なっていたため、訂正とおわびの報告があった。）

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 以上をもちまして、資料の説明とさせていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

親里米吉委員。

○新里米吉委員 これまで取り組んできて、やりながらいろいろな課題も出てきたと思うのです。その中で、解決して整理ができたものと、いまだに課題として残っているものがあるのかどうかなののですが、もし現時点で、まだ今後も検討しなければならないということで、皆さんのほうで考えているような課題があれば説明してください。

○又吉進知事公室長 今までの取り組みを簡単に申し上げますと、3月11日に東日本大震災が発生いたしまして、直ちにその時点で考えたことが、まず沖縄に津波警報が出ておりましたので、その警報の出た地区についての的確に避難させるということが1つでございます。それが翌日解除された時点で、被災地に対して何をしてあげられるかということがございまして、1つは物資等を現地に送る人員物資等の協力、さらに、その後現地から避難されて来る方々の協力ということで、3つのテーマを絞ったわけでございます。

さらに、そのほかとしては経済への影響、波及です。県内の流通業への波及、あるいは農業等への波及がいろいろ出てまいりまして、そういったものにも的確に取り組もうということで、東北地方太平洋沖地震沖縄県支援対策本部を3月14日に立ち上げまして、全庁を挙げてこの対応に当たっていくこととしております。細かくは少し割愛しますが、現在、力を入れておりますのは、現在避難されている方が300人程度—実数はなかなかつかみにくいのですが、こういう方々に対して旅費、あるいは宿泊場所の提供、さらにいわゆる生活支援を行うことが大きなテーマになってございまして、これは3月25日に東日本大震災の支援協力会議—御承知のように各党派、それから民間団体、企業等が参加して、現在135団体が加盟されているこの県民会議を設置しまして、そこで必要な支援について議論をしているところでございます。この県民会議のもとには3つのワーキングチームがございまして、住宅・宿泊支援、それから生活支援、それから医療・福祉・教育支援ということで、これは民間の方々のお知恵を拝借しながら、的確にニーズをつかまえながらということでございます。

具体的なテーマとしましては、当面2カ月ホテル等を借りまして、その旅費と3度の食事といったものを県費で提供させていただいているわけですが、これから、震災がまだ継続中の福島県等の状況もにらみながら、これをどこまで

継続するかということとか、さらに宿泊施設が—これは生活にいろいろ不便がおありになろうということで、県営住宅でありますとか、あるいは民間住宅の借り上げでありますとか、そういう形で衣食住を確保していくといったことを今検討してございます。これは先ほど申しました県民会議の中で、行政だけでなく、民間の方々のお知恵をかりながら進めていくということをしてございます。

さらに先ほど少し申し上げました、さまざまな震災による社会への波及という意味では—私どもは知事公室でございますけれども、各部局で的確にとらえておりまして、それぞれテーマに沿って対応を図っているところでございます。簡単ではございますが、そういう状況でございます。

○新里米吉委員 衣食住の確保をどこまで継続するか、あるいは社会への波及等、これからも引き続き課題として検討していくということですが、実際に起きている問題においても—いつかの新聞に出ていたのだけれども、沖縄県に被災者で見えて、県のほうで確かに住宅はあっせんされた。着のみ着のままにきたけれども、服や布団やそういうものがないと新聞で騒がれて、沖縄県は冷たいのではないかということがあったことを記憶していると思うのですが、そういうことが起きる前に—前にも私は言ったことがあるのですが、支援物資を向こうに送るだけではなくて、沖縄でも一部置いて、沖縄県に逃げた方々にもそういうものが必要になってくるのではないかと、実は、私は3月でそういう話をしていたわけです。前の総務企画委員会の中で発言しました。支援物資というものは、被災地に送るだけではなくて、沖縄にいらっしゃってくださいと言っているのだから、沖縄でも着のみ着のまま来ている人がいるわけで、ここでも使うはずだよという話をしたのだけれども、県はここにあるように、航空運賃と宿泊代だけだと。後は自分たちで考えなさいと。考えなさいではなくて、ここに置いた物資をそういう人たちに使えばよかったわけで。全部向こうに送るだけではなくて、沖縄県でも使うことはわかっていたことなのだから。そういうことは、皆さんは現時点でも考えていないのですか。

○又吉進知事公室長 まず、宿泊費と旅費はもちろんやりました。例えばスタートのころは、おっしゃるようになかなかミスマッチというのですか—我々の窓口対応が若干至らない部分があつて、ああいう形の報道になったと思っておりますけれども、例えば家電製品—やはり住宅等に入った場合、テレビでありますとか、あるいは炊飯器でありますとか、こういうものは県が県民会議として呼びかけたところ、その業界の方が無償で提供してくれるということもござ

いました。この県民会議では、県が直接公費でやる部分と、それから旅費支援につきましても、空港までの送迎といったところはNPOとか、あるいは公益社団法人日本青年会議所—JCの方々が協力していただけるとか、さまざまなことをしております。したがって、今、委員から御提起のありました支援物資の活用については実際に検討して、必要なものは差し上げております。ただ、なかなか非常食でありますとか、そういったものをここに来られている方が欲しているかという、ちょっとそのあたりのミスマッチもあるようです。ただ、御提案の内容—現地に送るだけではなくて、こちらでも活用するということは、こちらでも大いに考えていきたいと思っております。

○新里米吉委員 それから、被災者受け入れの航空運賃、宿泊代、4月6日受付開始で—4月5日に県のほうでその方針を出したので、6日受付開始ということですが、その前に来た人たちもいますよね。これをどうするかという課題はあると思うのですが。確かに、3月だと予算の執行時期との関係も出てこようかとは思いますが、しかし実際には3月に被災して、例えば原子力発電所の近くに住んでいる人だったら、もう沖縄に行ったほうがよいと思って沖縄にという人たちもおられたでしょう。4月6日からでないで旅費、それから宿泊代は—4月6日と4月5日以前でぱっと切られて、それでよいのかなど。普通感覚としては、その前のほうも適用できないのかという気持ちはあると思うのですが、そこら辺は皆さんどうお考えなのか。

○又吉進知事公室長 委員の御指摘はもっともなところだと考えております。ただ、これは経緯がございまして、旅行業界、それから航空業界にこのスキームに乗っていただくことの調整に時間がかかった部分がございまして。直接この方々にお金を差し上げているわけではございません。実は無料で乗れて、無料で泊まれる—5000円が上限でございましてけれども、そういう形になっておりまして、この方々にはお金が支給されない仕組みなのです。したがって、後でこの方々に航空費相当分という形でお渡しするという方法は、今の形ではできていないわけがございまして。ただ、確かにそういう不均衡につきましても、今後—この方々だけではないですけれども、生活資金を一時金として県費で1世帯当たり20万円、単身者10万円ということもやっておりますので、そういったほかの形でカバーできないかということを相談に来られた方には申し上げているところでございまして。

○新里米吉委員 ということは、今の問題は、今後の課題としてどうするかと

いう一つの対応の仕方—皆さんの対応の仕方ね。話を聞いてみると、航空運賃は直接そういう人たちに渡すのではなくて、航空会社にそういう人たちの分を払うとか、そういうことをしているのだと。先に来て、自分たちで支払った人たちに金を渡すのではないと聞こえたわけですが、少なくとも社会福祉諸費というところがありますね。そういうものの活用などを含めて、先に来た皆さんに対する対応は考えていきたいととらえてよいわけですね。

○又吉進知事公室長 そのとおりでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 御苦労さまです。

最初に、この間の被災者の相談、受け入れの状況などについて、まずお答え願いたいと思います。

○又吉進知事公室長 実を言いますと、すべての方一県にコンタクトをとらずに来られた方まで把握しているわけではございません。したがって、県が相談を受けた件数ですけれども、現在371件でございます。それに対して、支援を決定した方々が145件の336人。それから、受け入れ済みの方々が104件の242人。さらに、今後受入予定が41件の94人といった形になっております。

○前田政明委員 被災地3県以外からの相談件数はどうなっていますか。

○又吉進知事公室長 申しわけございません。その分については把握してございません。

○前田政明委員 皆さんが頑張っているのですけれども、今、県の要綱では被災地3県に絞ってということになっていますよね。それで、この間も例えば他府県—茨城県の方からの私どもへのメールで、岩手県、宮城県、福島県の3県以外は受け入れられていないと。茨城県その他也被害を受けていると。現在、この方は北谷町に避難してきたのですけれども、相談したら、沖縄県としては岩手県、宮城県、福島県にて被災された方のみを支援対象としているということで相談に乗ってくれなかったと。そういうことで、NPOの計らいで民間のアパートにいます。その他当初の受付の問題でも、いわゆる5名だとか、それ

から罹災証明がなければいけないとか、そういう面で現場のお医者さんから、これは対応がまずいということがありますけれども、そういう面では、県の要綱は要綱でよいのですけれども、県の要綱と災害救助法との関係でどのようにお考えなのか。取り扱いについて基本的な考え方をお聞かせください。

○又吉進知事公室長 いわゆる旅費、それから宿泊費の支援というものにつきましては、これは災害救助法の対象者が前提ではありますけれども、県独自の考え方で進めたものでございます。したがって、当時の情報で岩手県、宮城県、福島県の3県の被害は甚大であるという考え方から、この3県に絞らせていただいたということです。ただ、現実には福島県では放射能災害というのですか一問題が現在進行形であったりとか、被害の実情が明らかになってきているという中で、5月で一たん支援策を見直していくわけなのですが、災害救助法の適用を受けたのが1都7県ということですので、現実には同様の被害を受けた方々については、今後行う支援策は広げていくべきであろうと考えています。

○前田政明委員 県独自の要綱のよい面、悪い面ですけれども、例えば、今出ているのは、政府も含めて災害救助法の適用を受けた地域はすべて救済されると。例えば、福島県の人が沖縄県に来た場合、いろいろな住宅その他の場合の費用についても、それは福島県なりに県が請求して、後は国が支払うと。その現状を踏まえて、仮設住宅扱いのやり方でやるようにという通達も出ていると思うのですけれども、そういう面では、茨城県だけではなくて一災害救助法の適用地域はホームページにもありますけれども、かなり広いですよ。私は本来の東日本大震災というものはかなり広域にわたっていて、千葉県の浦安市とかも含めていろいろありますけれども、基本的には災害救助法の適用区域については対象にするというように、今の3県に絞ったものを広げないと、沖縄県一我々がやろうとしている対応が誤解されて、非常にマイナス的な評価になっているのではないかなと思います。そこのところはどうですか。

○又吉進知事公室長 災害救助法の適用区域につきましては、今、委員がおっしゃったように、いわゆる国費による補てんが考えられるということで、それは県としましても、その所要の支援をすることについてはやぶさかではないわけですが、ただ完全に一致するかと言いますと一例えば、東京都が災害救助法の適用を受けておりますけれども、これは主に帰宅困難者を対象としております。県のこのスキームで帰宅困難者をというのは、一つ議論があるかと思えます。したがって、基本は委員がおっしゃったように、災害救助

法の適用ということを考えてまいりますけれども、細かいところではちょっと違う部分も出てくるということです。

○前田政明委員 私が言っているのは一知事公室長、そういう答弁はまずいですよ。災害救助法の適用範囲で、確かに東京都は帰宅困難な者をみなすということで、これはちゃんとありますよね。厚生労働省の通達の中に出ているでしょう。その中で、やはり3県に準ずるようなところを含めて、ちゃんと記載されているでしょう。そういう面での厚生労働省のいわゆる災害救助法の適用されているところについては一基本的には、先ほどの東京都の例外中の例外というか、そういう状況もあるけれども、それ以外に今の被災を受けているとか、家が半壊、全壊だとか、それから余震含めてここには住んでいられない、そういう人たちに対しては災害救助法の適用がされているわけだから、そこについてもしっかりと相談に乗るということは当然ではないですか。

○又吉進知事公室長 まったくおっしゃるとおりでございまして、災害救助法適用地域—これは3県以外であってもきちんと相談に乗って、支援策については、県民会議の中できちんと議論をしてみたいと思っております。

○前田政明委員 その中で、今いろいろ全国的に、大きな問題点として指摘されているのは、災害救助法でまず1つは県営住宅なりの住宅の問題ですよ。厚生労働省の災害救助法に関する通達からいうと、期間は基本的に2年間。ところが県は6カ月ですよ。当初一事情を話したら、いろいろ改善されていますけれども、県営住宅にお世話になった被災者に対して6カ月だよと。6カ月しかおれないのだよという形でかなり迫られて、どうしようとなっている方もいるのです。基本的に全国的にもそうなのだけれども、この6カ月というのは、災害救助法の趣旨からすると少なくとも2年という意味では、私はこのところは非常に誤解を招いているのではないかと。これも全国レベルで沖縄は6カ月しか入らないよということになると、一体何たることかと。この東日本大震災を含めて、災害救助法の趣旨が理解できていないのではないかとこの誤解のような反応もあるものですから、そこはやはり災害救助法の中で期間は2年ということをしかり据えて、相談に乗るべきだと思うのですけれども、そこはどうですか。

○又吉進知事公室長 ちょっと整理させていただきますと、まず6カ月とした根拠というのは、これは政府から県営住宅の目的外使用—県営住宅の家賃を取

らなくてもよいといった通達を踏まえて、とりあえず6カ月とさせていただいたということでございます。さらに、政府では1年に関しては目的外使用という通知もあるようでございます。その災害救助法では2年とうたわれているわけですから、これを根拠とした政府の通知はまだ来ていないようでございますけれども、当然ながらその時点でこの方々を退去させるということは人道的にも考えられませんので、きちんと災害救助法の趣旨を踏まえて対応してまいりたいと思います。

○前田政明委員 これは、今、非常に大事な発言で、ここに皆さんの入居形態、目的外使用――時的入居、原則6カ月。ただ、事業においては平成24年3月31日までと。これは変えられているということですから、入っているからもう出ていけということではなくて、少なくとも政府も1年と。ただ、災害救助法ではやはり2年ということで、そういう面ではちょっと具体的な相談でお聞きしたときからは、かなり皆さんの対応も前向きになっているなど――すなわち6カ月で入居してもらいながら、あとは国の仮設に準ずるものとして民間アパートの借り上げだとか、それがありませんね。災害救助法の中で、いわゆる県営住宅から移りたいという人も含めて、そこを県と市が一自治体の中に入って契約をすれば、国が全額負担する制度もあると。仮に皆さんの対応を了とするとしたら、6カ月、そして後は民間に移りたいという人の場合には、そういう対応をするという形での内容にもなっています。それはそういうことも含めて柔軟に対応すると。

○又吉進知事公室長 おっしゃるとおりでございます。今、ホテル等に滞在されてる方々も、そういった形でしっかり定住していただきたいと考えております。

○前田政明委員 この国の取り扱いも、実は現場の相談ではなかなか十分理解されていなくて、うちの赤嶺政賢衆議院議員とうちの那覇市議会議員が一緒に連携しながら、県営赤嶺団地にお世話になった方がいろいろな家庭の事情で移りたいという意味で、今、民間と那覇市の中に入って契約をして、そしてやるという事例も出ています。このところは、県の要綱の範囲では適用できないわけですね。要するに今の適用というのは、災害救助法の趣旨に基づいた対応ですね。

○又吉進知事公室長 要綱は要綱としてあるわけでございますが、今後の見通

しとして、災害救助法の趣旨を踏まえて、対応してまいりたいというところでございます。

○前田政明委員 ここはぜひ、それをやっていただきたい。あとは老朽住宅の入居の場合の修繕費—例えば、公営・民間にかかわらず国が持つという趣旨については、どのような御理解なのでしょうか。

○又吉進知事公室長 現時点ではそういうケースが出てきているとは承知しておりませんので、そういったケースが出れば、そういう制度にのっとって対応してまいるということでございます。

○前田政明委員 ぜひそこは一私は当初相談に乗って、ちょっとおかしいなと思ったのが、そこで出たのは前向きな面としては、県の要綱は要綱で県の予算で対応するということですよ。災害救助法については、基本的に国の法律、仕組みの中で適用されると。ですから、5月2日付で仮設住宅その他に関する国からの通達が出ていますよね。その受けとめ方について御説明いただけませんか。

○我如古敏雄住宅管理監 大変申しわけないのですがけれども、5月2日の通達の内容については、今、詳細を把握しておりません。

○前田政明委員 済みません、4月30日でした。厚生労働省社会・援護局長名で福島県知事、宮城県知事あてに、東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借り上げについてということで、この趣旨については県外への避難者についても同様とすると。そういうことで、あとそれぞれ—例えば、沖縄に避難に来た人たちのものについては、これは県から福島県なり3県に措置をするという形で、仮設住宅にかわるような形での柔軟な対応という趣旨だと思いますけれども、皆さんのところには行っていませんか。

○又吉進知事公室長 今、手元にございますのは、厚生労働省社会・援護局長から岩手県知事にあてた文書のコピーを提供していただいているところでございます。当然ながらこれは政府からの正式な通知でございますので、当然これは災害救助法の対応だと承知しておりまして、こういったものに基づいて住宅の提供をしっかりとやってまいる所存でございます。

○前田政明委員 戻りますけれども、先ほどの6カ月の規定一災害救助法は2年と。それから仮設住宅に準ずるものとして、他府県、県外への避難者についても、そういう趣旨を踏まえて住宅は対応すると。それで、その3県以外にも災害救助法の適用という面では、そうやってちゃんと対応していただきたいということを指摘して、次に行きます。

現地派遣で皆さん本当に頑張ってきておられますけれども一現地派遣の状況の資料もいただいておりますけれども、大まかに消防、その他含めて支援状況、その成果なりについてお答えください。

○川本栄太郎防災危機管理課長 沖縄県におきましては、県職員を中心に市町村や民間医療機関等の協力を得て派遣チーム等を構成し、岩手県、宮城県、福島県の被災地に職員等を派遣しております。派遣実績につきましては昨日も説明させていただきましたが、全体で333名、うち県職員が124名となっております。この派遣の内容につきましては、緊急消防援助隊や県広域緊急援助隊—これは警察でございます。さらには災害医療チーム、また医療救護班、そして県の土木技術職員等の派遣も行っているところでございます。

○前田政明委員 この方々の役割—それは資料でもらっています。その行った場合の手当、派遣費用の対応がどうなっているのか。まず1つは消防ですね。消防なりその他もみんな一緒ですけれども、この派遣の状況は単なる出張なのか、それともどういう形での処遇になっているのか。そこのところを説明していただけませんか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 今回、緊急消防援助隊として被災地に派遣された市町村の消防職員につきましては、当該市町村の条例に基づきまして、時間外手当及び特殊勤務手当を市町村から支給することができることになっております。また、この時間外手当及び特殊勤務手当につきましては、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱に基づきまして、最終的には国から補てんされるということになってございます。

○前田政明委員 基本的に今回の東日本大震災については、国からの命令というか—要請に基づいて対応しているということですか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 国からの要請に基づいて対応しているということでございます。

○前田政明委員 まず消防のことでお聞きしますけれども、消防は一緊急消防援助隊があるのは、18消防本部のうち11消防本部ですか。この場合に大体どういう一11消防本部の中で調べてほしいとお願いしたのですけれども、どういう形で、手当という形で処理されていますか。そこのところの一例えば、那覇市消防本部だとか、その他含めてわかるところでお願いします。

○川本栄太郎防災危機管理課長 まず、時間外手当につきましては、11消防本部すべてで支払っていることをけさ確認いたしました。また、特殊勤務手当につきましては、11消防本部すべてにけさ確認したところ、今回の東日本大震災への出動を踏まえた特別の支払いということは、現時点においては行っていないと確認したところでした。理由といたしましては、このような緊急消防援助隊を派遣した場合の特殊勤務手当の支給について、まだ市町村の条例において位置づけがなされていない等の理由によるということでした。

○前田政明委員 この緊急消防援助隊の設立に係る法律は、いつできたのですか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 緊急消防援助隊の設立につきましては、阪神・淡路大震災を受けて、1995年に法的に整備されたと記憶しております。

○前田政明委員 その後、沖縄県でもこういう大規模な災害は未曾有の災害は初めてと。法的不備というのか、実質的には先ほど特殊勤務手当も支給されていないとか、要するに、この緊急消防援助隊の対応に対する要綱なり、いわゆるその手当の支払いに関する根拠条例その他ができていないわけですよ、全県的に多分。そういう面では、私はこのところは非常に不備があるのではないかなと。実質的には一後で関係しますが、消防の方々も朝から行って、午後5時で終わるわけではなくて、24時間、実質的にはそこで寝泊まりもするわけでしょう。かなり大変ですよ。本来だったら危険手当、その他含めてやられるべきものが単なる一般の出張と。いわゆるそういう扱いになっているのではないかと危惧されるのですが、そこはどうですか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 委員御指摘のとおり、今回の緊急消防援助隊の派遣に際しましては、隊員の皆様、時間外も昼夜問わず対応していただいております。また、この派遣のための特殊勤務手当につきましては、国が国庫で補てんする制度になっておりますので、いち早く条例上の規定等の整備をして

いただくことについて、市町村と調整をしてみたいと考えております。

○前田政明委員 確かに5月2日付で、消防庁国民保護・防災部応急対策室長から東日本大震災に係る緊急援助隊活動負担金についてという通知が来ていますよね。けれども非常にミスなのは、それぞれの支出根拠については、支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写しも含めて実績と。ということになると、さっき言った不備と。ある面では、これまで経験したことがなくて、やはり初めてですよ。そういう面では、18ある消防本部の中で緊急消防援助隊が11消防本部という形の中で、現場に駆けつけて本当に頑張ってきたと。しかし、この対応が要綱に基づくと、いわゆる支出の根拠となる条例、規則等の箇所の写しを実績報告書に添付すると。そうするとさっき言った特殊勤務手当とか、その他が本来加算されて対応されるべきものがやられないと。総務部長、非常にこれは一せっかくやったことに対する当然の対価と申しますか、対応ができてないということは、非常に大きな問題ではないですか。この対応はどうされますか。

○兼島規総務部長 先ほども説明しましたとおり、ある面では手当というものは条例に基づかなければ支給できない形になっているものですから、この手当を一条例も不備だという形で今、御指摘を受けて、そのとおりだという回答ですので、これは各市町村指導しますけれども、さかのぼってこの手当が適用できるのかどうか。これについては少し市町村も含めて相談したいと思います。

○前田政明委員 これは非常に大事な発言で一私も聞いて大変びっくりしたのですけれども、緊急消防援助隊そのものがまだ11消防本部ということで、全体的にこういう大災害に対して、実質的に沖縄県から送ることがなかなか一阪神・淡路大震災以来のこの間、こういう未曾有の災害は起こらなかったわけで、そういう面では、なかなか条例、規則の整備が行われなかったと。しかし、今回行ってみて一政府からはこれは非常事態だということで、駆けつけなければならぬわけで一これは政府の命令ですよ。政府の命令に基づいて行った場合に、そういう準備ができていない自治体とそうでないところで、そういう対応の不備によって差が出てはいけないと思うのですよ。同じ国の命令で行った場合の対応としては、どうしてもそれなりの責任ある、ちゃんとした対応が必要だと思います。そこのところはしっかりとさかのぼって適用すべきだという形で、しっかりと国に予算の措置を要求すべきだと思いますけれども、どうですか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 市町村とも調整の上、早い対応をできるように調整してまいりたいと考えております。

○前田政明委員 これはまた超党派で、国に対してもそういう適用をなささいという面で、非常時といいますか—通常では考えられない対応の中で緊急に対応したということで、私たちが国政含めてちゃんと連携していかないといけないと思います。これに関連しますけれども、医療部隊その他—これは消防だけですか。その他の医師など医療部隊だとか、さっき言ったその他土木を含めて、他の派遣部隊についてはどのような状況ですか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 県職員の派遣—県職員の部分につきましては、県の法令規定に基づいてしっかり対応していると考えております。

○前田政明委員 それはわかりやすく答えてほしいのですけれども、その要綱に基づいて、実質、どういう手当で県については処理するのですか。対応しているとはどのような対応をしたのですか。

○又吉進知事公室長 時間外—その勤務時間外においては時間外手当、さらに、旅費の支給といった形で対応してございます。

○前田政明委員 さきの消防についての特殊勤務手当とか、いろいろそういう特別な—普通の出張の手当ではなくて、要するに、今の災害の状況における派遣に対する対応としての—先ほどの消防との関係で、消防の場合はなかなか自治体によっても規定整備ができていないところがあって、特殊勤務手当とか、その他がもらえないところがあると。しかし、県の場合はそうではないということですか。そこをちょっと聞かせてください。

○兼島規総務部長 特殊勤務手当は—先ほどの緊急消防救助隊の場合は、国の指導のもとにこういう特殊勤務手当を創設なささいという指導があって、ただ、沖縄県の場合、これについては用意されていなかったという事情がございます。ほかのものについては、国のほうからこういう特殊勤務手当を創設するようということがないものですから、通常の時間外勤務手当、それから夜間に及ぶので夜間勤務手当等々で対応するということでございます。

○前田政明委員 この辺はまたぜひ、こういう大震災に対応できる整備が必要

だと思いますけれども、消防も含めて、そこはぜひよろしくお願いをしたいと。これは県警察本部も一緒ですか。県警察本部の場合はどうですか。

○兼島規総務部長 県警察本部も一緒だと思います。

○前田政明委員 一緒だということはどういうことですか。

○兼島規総務部長 県警察本部は、警察庁のほうからこういう場合については、そういう特殊勤務手当を創設するよという話があるのであれば、しっかりその特殊勤務手当の中で、創設された中で対応することになろうかと思えます。現在は時間外勤務手当の支給ということでございます。

○前田政明委員 これは、普通の派遣と同じだという意味ですか。

○兼島規総務部長 そのとおりです。

○前田政明委員 このところは私は法的不備というか、それ相応の対応ができるような改善が全体的に必要なかと思えますが、そこの認識を最後に。

○兼島規総務部長 国全体でこの件については考えていこうと思えますけれども、今回、震災もございませけれども、原子力の問題もございませ。ああいう危険な地域に行くためにはそれなりの手当であるとか、そういったものを国全体として考えなくてはいけない事項だと思っております。

○前田政明委員 本当にそのとおりだと思うのです。行けと言われて命令されたら、放射能の今の極めてあいまいな中でも行かないといけないと。その場合はどうなるのかなと。しかし、手当はほとんどなくて、とにかく現況のままということになると、これは到底もたない。特に、警察官やその他の方々のお話を私ども日本共産党が現地から聞くと、ランドセルを背負った子供たちの遺体を引き上げるとか、そういう面で本当に精神的にも大変。それでも頑張っていると。そういう面では、やはり普通の状況ではない。単なる出張とか、そういう扱いでは到底—いくら公務員といってもそれは余りにもひどいのではないかと。このところの不備な点をしっかりと現状に合うようにしないと、到底、今の現場の対応としては、その状況からして矛盾があるのではないかとということが出ていたものですから、沖縄県の場合はどうかとお聞きしましたけれど

も、ぜひ、ここは一つのかつてない未曾有の事態の問題として、一緒にそういう方向で一改正の方向で整備が必要だと思います。

続いて申し上げます。最後に菊栽培農家の問題について、ちょっとお聞きしたい。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から答弁を訂正したい旨の申し出があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

先ほど前田委員の質疑に対する答弁で、川本防災危機管理課長から答弁を訂正したいとの申し出がありますので、発言を許します。

川本栄太郎防災危機管理課長。

○**川本栄太郎防災危機管理課長** 答弁を訂正させていただきたいのですが、緊急消防援助隊の法的整備ですが、平成16年に消防組織法の改正により、法的に位置づけられたということで訂正いたします。西暦だと2004年になります。

○**前田政明委員** 済みません、今ちょっと出たもので少し。

先ほど、那覇市の緊急消防援助隊の手当支給について、お答えになったかもしれませんが、もう一つ具体的に、お聞きした状況だけちゃんと答えてくれませんか。

○**川本栄太郎防災危機管理課長** 那覇市消防本部にけさ確認したところ、特殊勤務手当に関する条例—那覇市の条例に、災害派遣を想定した活動が現時点において規定されていないという回答でございました。

○**前田政明委員** 菊農家の問題についてちょっと。皆さん、農林水産部含めて本当にいろいろ頑張っておられることには敬意を表します。私ども日本共産党県議団も伊江島を調査してきました。離島であるがゆえにまた大変な状況になっているなど感じまして、沖縄本島—糸満市もありますけれども、伊江島に行って、大輪というのですか—大きい菊。そのためには一つ一つ芽を取って育てていると。非常に人件費もかかると。そういうことで、3月を当てにしていたのがなくなって、本当にどうしようかということがありました。その中で出ていたのは、やはり、将来どうなるか—単価が下がって、競りの値段が下がって、

本当にどうしようかなど。これだけ事業拡大しているのは後継ぎを養成したい、そのためには子供をどうしても高校卒業させないといけないと。そうしたら、今、沖縄本島にいるものだから、やはり年間100万円から120万円、子供に金を送らないといけない。しかし、それが今、めどがないと。そうすると、後を継いでくれと言えないと。そういう面で頑張ってきたのだけれどもという、現在をどう乗り越えるかということと、将来、子供たちはどうなるのかという不安を非常に訴えられて、そうだなと思っておりました。全体的にそういう状況を踏まえて、皆さんのこの間、震災に関する菊栽培農家の状況の認識とこれまでの対応について、簡単にお答えください。

○長嶺豊園芸振興課長 まず、今回の震災に伴います菊の影響については、3月出荷で大きく影響を受けました。3月出荷というのは、いわゆるお彼岸の需要ということで、年間でも一番大きい需要期となっております。この時期の沖縄県の菊が、シェアとして約9割を占めておりますので、生産農家では今回の震災で価格が下がって、出荷ができなくなったという影響を受けております。それで県としては、震災が起きまして影響を受けたということで、3月に緊急対策会議を開きまして、生産団体を通じて状況の把握に努めてまいりました。そういうことで被害の影響額としましては、前年—これまで見込んでいた出荷額からして、約11億円が見込まれたという状況であります。それで影響を受ける菊の生産農家への支援策を検討してまいりまして、今回の補正予算では、農家がこれからの再生産に向けて資金が必要とするものにつきまして、1つは利子の補給と。あと、これから次期出荷に向けた生産がスタートしますので、この再生産を促す意味で農業資材—農薬と肥料費について助成していくということで取り組んでいる状況でございます。

○前田政明委員 伊江島に行ったとき、菊農家が太陽の花契約農家で63戸、JAおきなわ契約農家で12戸ということで、75戸のうち20戸の方が私どもの調査に協力してもらったのですけれども、やはり皆さんの訴えていたのは、それぞれとにかく今を乗り越えるために、とにかく全員が融資が受けられるようにしてほしいと。今の状況をみんな乗り越えていきたいと。そここのところを融資の簡素化とか、そういう今の非常事態における一何らその方々に落ち度はないわけですから、そういう面での配慮を沖縄県信用保証協会その他いろいろ含めて、県のほうでもぜひそういう意味で、融資の手続についても今の迅速、それから手続の簡素化を含めて、ひとつ、ぜひそうしてほしいと強い要望があったのですけれども、そこについてちょっと。

○大城健農政経済課長 委員からありましたのは融資に対する利子の助成になると思うのですが、今、沖縄振興開発金融公庫が融資しています農林漁業セーフティネット資金、それと、J Aおきなわが創設、融資をしています震災被害農家経営支援資金。この2つの資金で農家に利子助成をしようということで、県のほうで必要な利子の2分の1、それから市長村が2分の1、農家の負担はゼロにするということで、予算要求をして、この審査に望んでいるところでございます。

今、菊生産農家が1063件—J Aおきなわと沖縄県花卉園芸農業協同組合から聞き取ったところ1063戸ありまして、その1063戸に対応できるように予算措置をしているところであります。

○前田政明委員 ぜひ、そこのところはよろしくお願いしたい。

それから伊江島の場合、大輪ということもあってこの—いわゆるパートですか、働いている方々が五、六名なりいると。その中で、雇用調整助成金の活用ができないかという形でやってほしい—これはいろいろな条件があるわけですよ、雇用保険に入らなければいけないとか。これは今から皆さんがこの趣旨の説明をやっていって、関係する市町村議会でも早目に臨時議会を開いて、この趣旨を採択してもらってと具体的に行く場合に、この雇用調整助成金の活用について、その可能性と問題点についてちょっとお答え願えませんか。

○長嶺豊園芸振興課長 雇用調整助成金については、売上高が前年同時期と比較して5%以上減少した場合に一しかも、常用雇用している事業所が適用されるということで、県としては沖縄労働局に問い合わせをしまして、菊農家が対象になる可能性がないかどうか、いろいろ情報収集をしまして、菊農家にも大規模農家ではやはり常用雇用の形態もございまして、そういうこともありまして、生産団体にいわゆるハローワーク等の職員をお招きして、まずは説明会を開催しようということで、現地の市町村と連携して説明会に取り組んでいきたいということでございます。

○前田政明委員 今、そういう状況でこの勤めている人たち—従業員をどうするかとかなり悩んでいましたけれども、自主的に雇用保険などに入っていれば、その方々のものに対しては適用可能だということですか。

○長嶺豊園芸振興課長 申請をして後に—基本的な要件を満たした後に、事業

者が雇用保険に加入する場合にも適用されると聞いておりますので、その辺はしっかり説明していきたいと。

○前田政明委員 ぜひここは現状に見合う形で、そういうのもあるのか、ありますよとこちらからもお話をしましたら、ぜひ勉強をしたいということで、ぜひ皆さんが積極的に一今の説明会をしていくことは大いに結構なので、ここはやはり多くの対象になる農家がいましたら、できる形で進めていただきたいということをお願いしまして、ちょっと長くなりましたけれども終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 これまでの震災を受けての県の一連の動きを大まかに説明してもらえませんか。どういうことをやってきたのか。

○又吉進知事公室長 先ほどちょっと御説明いたしましたけれども、3月11日に東日本大震災が発生しまして、そのときの課題が3つであったと。最初は沖縄自体にも津波警報が出ていたと。沖縄市でありますとか、北谷町とかで累計2万人が避難対象になりましたので、その対応をしたということでございます。これが1点目です。

それから2点目は支援でございまして、直ちに、3月14日に東北地方太平洋沖地震沖縄県支援対策本部—これは県庁内ですけれども、知事を筆頭としまして議論を始めました。この議論は5回やりまして、各部局長から所要の支援対策について、さまざまな対応を検討したということでございます。さらに3月18日には、知事が東北地方太平洋沖地震被災者受入方針を発表いたしまして、沖縄県に多くの被災者が来県されることを想定して、県民が一丸となって支援に当たりたいと。その方針はこういう形で決めていったわけでございます。その方針を受けまして、現在、宿泊費と旅費を—この被災地域の方々について、沖縄県に来られたの方々については県が負担するといった形、さらに一時見舞金としまして1世帯20万円、単身者については10万円の見舞金を出すといった形です。

さらに、先ほども申し上げましたが、3月25日には東日本大震災の支援協力会議—県民会議を立ち上げまして、現在135団体が加入し、3つのワーキングチーム、住宅・宿泊、生活支援、医療・福祉・教育といったところで、これが長期戦になることを見据えて手を打ちつつあるのが現状でございます。

○照屋守之委員 私は知事を初め、皆さんのこの取り組みがすごく迅速で、非常によいなと思っているのですよ。すごい取り組みだなという思いがあっていろいろと課題はあるかもしれませんが、こういう事例はめったにないですから、当然それは一つ一つ、またどういう形で被災者の役に立っていくかという視点は大事だと思います。

今回のこの補正予算の金額ですか—4億3500万円。この根拠というか、なぜこのような金額が出てきているのか。これはもちろんこういう要求があって、こうしたほうがよいというものを集めて、この金額になったと思うのですけれども、この補正予算をつくるに当たっての内容というか、少し説明してもらえませんか。

○兼島規総務部長 まず、震災の対応なのですけれども、3月11日に発生して、3月いっぱいには前年度の予算でございまして、それでの対応ということで流用手续をとりまして一年度末ですので、いろいろと流用手续が必要なところがあれば、それで対応するものですから、3月いっぱい約4700万円の流用手续をとって震災に充てたと。例えば派遣する費用、それに充てたということでございます。

4月になりますと新年度予算ですので、これは先ほど少し説明しましたけれども、2億円の予備費がございまして、まずは予備費で対応してまいりました。ただ、予備費も約1億9000万円を使う見込みになっているものですから、これは6月議会まで待てないということもあって、今回の臨時議会を招集していただいて、審査していただくということでございます。その後、もし対応するものが出てくるのであれば、これはまた6月議会、それでも間に合わなければ、その次の議会も含めてしっかり対応していくということでございまして、この間、6月まで待てないものについて、今回の補正予算という形で組んでまいりました。1つは菊農家等々も6月まで待てないのかと思ったのですけれども、やっぱり再生産に向けて、11月の菊の出荷に向けると、5月いっぱいぐらいから始めないとなかなか難しいということもあって、こういう形で対応をするということでございます。

○照屋守之委員 この菊農家関連なのだけれども、私の意識としては、この補正予算は被災者とか、被災地を支援していくということですよ。ですからこれは、県内の一被災時に沖縄もいろいろな状況があって、菊農家が非常にダメージを受けているというようなことでしょう。そうすると、この地震とか、津

波とかということで、県内の別の産業というか、そういうものもいろいろな影響があると思うのですよ。ですからこの菊農家、あるいはまた別の観光関連の産業も含めた対応は、どういうことをやっているのですか。

○兼島規総務部長 確かに、観光に関してはかなり落ち込んでいる状況があります。それに向けてはこの大震災のための予算ということではなくて、既決予算の中にその観光キャンペーンの費用であるとか、そういうものもございしますので、まずはそれを使って海外に向けても発信してもらい、誘致活動等々についてそれを使ってもらうということでございます。もしそれが長引いて、今の既決予算ではもうどうしようもないと。もっともっとキャンペーンを打たなくては難しいということになりましたら、これはまた6月補正、それから9月補正等々で措置していくと考えているわけです。そのほかへの影響というものも一実を言いますと、菊農家については今回こういう形でやりましたけれども、ある面では予期せぬ震災一まさしく先ほど農林水産部のほうから説明がありましたように、出荷する寸前でこういう形になったものですから、ある面では大きな台風が襲来した場合の被害と匹敵するものだという認識のもと、もう一つは、確かに菊栽培の占める割合ですね。農家に及ぼす影響。それから先ほど前田委員からもありましたけれども、雇用者が多いのです。約1000名ぐらいの雇用者を一臨時雇用も含めてですけれども、そのぐらいの雇用を抱えている状況もあって、ここは再生産に向けて何らかの手当てをしないと、菊農家はつぶれてしまうということがあって、今回の緊急の補正予算になっています。もちろん今後少し予想されるのは、例えばマンゴーであるとか、そのほかのものが特に需要が落ち込んでいますので、その出荷について影響が出てくることは予想されますけれども、まだ具体的に被害が出てきているものではないことが1つ。もう一つはそれを受けて—それは全国のほとんどの農家も一緒だと思うのです。それに向けて、どういう形でキャンペーンを打っていくのか。その需要をどういう形で—例えば西日本に振り向けるとか、そういったものを考えながらやっていただくということで、今回、補正予算という形での措置はしていないということでございます。

○照屋守之委員 ですから、今のようにしっかり説明してもらわないと。特別にこの分だけという形になると、県民に誤解を与える可能性がありますから。ですから、今の話のように出荷前のそういう非常事態ということであれば理解できますよ。ただ、こういうことも含めて、被災地のああいふ状況で県内のいろいろな部分が今後予測されますので、どういう形で対応するかはまだ少し見

えておりませんが、その対応も含めてお願いします。

先ほど職員の話があったけれども、この県民会議とか、135団体を組んでやるとかいろいろやっていますよね。そこで私も現地に行こうと思っていますけれども、ボランティアは自分のお金を出していくのです。今、JCあたりも毎週そういう人員派遣をして、そういうことをやっているわけです。この前の地震が起こって、沖縄災害救助犬—これは国の要請ではないけれども、全国のボランティア団体の要請でそういうことをやってきているわけです。これは、聞いてみたら5名の人間がいて、犬も3匹いて、一番、非常に厳しいときにそういうことをやってきたと。でもこれは、こういう公の予算は一切使っていないわけですよね。自費でやってきて知事に報告して、その後に県民にもこうやってきていますよということなのだけれども、ですから—職員とかも、もちろんしっかりと手当てもしないといけない。いけないけれども、こういう形で本当に身の危険とか、彼らは保険すら入っていないのだから。そういうことでやってきている人たちも含めて、少しはやっぱり目を向けないといけないのではないかと思うわけ。もちろん、職員は国の要請で派遣するから、いろいろな保障とか、賃金も含めて手当てされているよね。でも、災害救助犬派遣の人たちには何も保障もない。自分でお金を出して、そういうことをやってきて、ただ報告ぐらいのもの。そうすると、こういうことで県民もボランティアで—そういう公は公がやる、そして自分たちはみずからそういう形で、日本国全体のことだからと一生懸命お金も出して手伝いしていくことを考えていくと、この県民会議とかそういう連携はどうなっていますか。

○又吉進知事公室長 今、委員が御指摘されました災害救助犬等については、やはりしっかりと行政との協定といいますか、そういったものが必要だと考えておまして、そういった協定が必要な部分はしっかりやっていくということでございます。また、ボランティアですけれども、ボランティアもさまざまな方々がおられまして、沖縄県社会福祉協議会の中にボランティアセンターがあるわけですが、こういう状況の中で被災地に何をしてさしあげられるかということは、今、委員からも御指摘があったように、県民会議の中で十分に議論をさせていただいて、行政としてでき得る範囲、あるいは民間の方々のお力をおかりする範囲というものを議論する必要があると思います。今後また、そういったものはきちんと取り組んでまいりたいと思っております。

○照屋守之委員 今回の予算に含まれている医療とか、こころのケア、農林—予算8000万円余りありますよね。この計画というか、人数的なものも含めて、

内容を御案内お願いできませんか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 県の派遣チームに関しましては、今後も引き続き派遣予定がございまして、これまでの派遣済み及び派遣中に関しましては、先ほど全体で333名、そのうち県職員が124名とお答えしました。今後の派遣予定に関しましては、現在、予定されているものにつきまして全体で80名、県職員のみでうち14名を予定しているところとございまして、引き続き現地に対して県職員及び県が編成する派遣チームによって派遣していく予定とございまして。

○照屋守之委員 80名のうち、県職員が14名ですか。今回の補正予算の3379万8000円、2796万3000円、2126万3000円は、これで14名分ですか。

○平敷昭人財政課長 今、県職員14名と申し上げたのですが、今回の補正予算の中身は県職員の分だけではなくて、民間の病院であるとか、あとは県立病院の職員の分は負担金という形で出します。民間の一例えば、こころのケアであるとか、医師派遣に係る部分は県職員よりは、どちらかという民間の病院の医師、看護師の部分がウェイトとしては大きくなっております。

○照屋守之委員 だから内訳を説明してください。何名なのか。

○平敷昭人財政課長 例えば、お手元の平成23年度一般会計補正予算（第1号）説明資料がございましてけれども、資料の5ページに精神医療費がございまして。2700万円余の内訳ですが、これはチームで20チームを派遣する予定なのですが、4月5日から7月5日までなので、その1チーム当たり医師が1人、看護師が1人、心理士等が3人ということで、20チームを派遣する経費になっております。

すぐ下の救急医療対策費として3379万8000円ですが、これは1チーム当たり医師が2人、看護師2人、事務職2人の計6人で22チーム派遣する経費です。これは4月から6月いっぱいまでの派遣を予定しております。

次に運営費がございまして。これは農林水産部の2126万3000円ですが、これは農林関係の技術者ですけれども、3名を1年間5月から来年3月まで、1カ月交代で派遣する経費を予定しております。

最後に、派遣関係では管理運営費—土木建築部の143万3000円がございまして、これは土木技術者2人と建築関係技術者を5月から6月まで派遣する経費になっております。

○照屋守之委員 これは派遣—まあ、そういう手助けだからよいのだけれども、先ほど言ったように、これは例えば民間のお医者さんとか、看護師とか、県の職員の旅費とか、そういうものも含めてやるでしょう。普通は大体—これは県の呼びかけでそういうことがあれば、例えば医師なら医師会とか、看護師なら看護師協会とかという連携をして、自分たちのものは自分たちで持ちますよという感じにはならないの。今回はこういうやり方なのですか。いつもこんなやり方なの。

○平順寧医務課長 3月11日に震災がありまして、社団法人沖縄県医師会—県医師会は県医師会で動きまして、県は県でDMATを中心に動きました。県医師会の分については県医師会のほうで会費を集めて、自分たち独自で岩手県の大槌町に派遣を。県については岩手県と調整しまして、宮古市のほうにDMATを派遣したということでございます。ただ、県医師会のほうも費用負担が非常に厳しい状況になってきておりまして、それから県のほうのDMATを中心とした病院派遣のチームは宮古市であったのですが、宮古市の医療機関がかなり復旧しまして、支援のニーズが非常に小さくなったということで岩手県と調整しまして、いわゆる県医師会が派遣していた大槌町、それについて県医師会と沖縄県が連携して派遣したいと申し入れて、4月までの分は一県医師会が県医師会の費用で負担してございましたけれども、5月以降については、県医師会が費用負担をすることは非常に厳しい状況になりましたので、その後は県が県医師会と連携して派遣するという形で、費用負担するという形になったわけでございます。

○照屋守之委員 それと日本赤十字社—赤十字の義援金ですね。これは県民からも、なかなかどういう状況になっているのかわからないということもあって、この機会に県内でどのぐらいの金額が集まっているのか。また、全国的なものも含めて、あるいは使い道とかそういうものも含めて、御案内お願いできませんか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 本県における義援金の状況でございますが、5月12日現在で県内から集められた義援金の総額に関しましては、3億9633万3451円となっております。この義援金の取り扱いにつきましてですが、沖縄県において募られた義援金の配分に関しましては、既に被災7県に対しまして—先日、知事が岩手県、宮城県及び福島県の3県を訪問しましたので、3県に関

しましては沖縄県知事から岩手県、宮城県及び福島県の3県の知事に直接配分を行うとともに、残りの4県に関しましても配分を行ったところでございます。1次配分の総計ですが、5月12日現在で先ほど申し上げた3億9633万3451円のうち、1次配分としまして3億8500万円を配分したところでございます。

○照屋守之委員 これは全国の数字も持っていますか。どういう集まりぐあいで、どういう配分をされたのか。

○又吉進知事公室長 今、川本防災危機管理課長から説明いたしましたのは、県として集めた義援金一県に寄せられたものでございます。ちょっと今、赤十字に集められた一日本赤十字社沖縄県支部でも募集しておりますけれども、そのところの数字は、今持ち合わせてございません。赤十字は赤十字なりにしっかりと配分したと聞いております。

○照屋守之委員 この前、知事が向こうに訪問したのは、県で集めたものの配分としてやったということですね。ですから赤十字とは全く別ということよね。わかりました。

建設関連の方はいますか。仮設プレハブが非常に不足していて、聞いたところ、沖縄の仮設プレハブがどんどん向こうに行っているということです。そうすると、県内の公共事業とかいろいろな発注とかも含めて、非常におくれが出てこないかなという懸念があるのですけれども、そういう仮設プレハブ関係の工事とかはどうですか、この地震の関係で。

○武村勲土木企画課長 土木建築部のほうでは先ほどお話がありましたように、建築関連が1名、それから土木の職員の派遣ということで、今回、補正予算の措置をさせていただいております。今、お話がありました仮設プレハブについては、私たちもよく把握していないというのが実態です。

○照屋守之委員 いや、そういう形で向こうの現地に行って、専門的に見てきますよね。これは全国的にそういうプレハブが足りない、仮設住宅が足りないことは聞いているのだけれども、ただ、そういうことでこの影響が一例えば、いろいろな公共事業も含めて、うちのうるま市でも学校建築があって、仮設プレハブがどうのこうのという話があるのだけれども、これがそういう影響で県内の施設建設とかに対して影響が出てこないかなという懸念がありますが、どうですか。

○武村勲土木企画課長 今後長期的に見ていくと、やはりそういう影響は出てくるかとは思いますが、現時点でそのような資材について影響が出ているということは承知しておりません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 先ほど知事公室長も支援の期間はかなり長期戦になるとおっしゃっていましたが、私もそう思っております。そうおっしゃっていましたが、被災者の受入支援事業が今月までだと一説明資料で対象期間がこうなっていますけれども、もう少し延ばす必要があるのではないかと考えております。それと社会福祉諸費の受付期間一給付金の件も6月30日までとなっていますけれども、それぞれ延長が可能かどうかについてお答えいただけますか。

○又吉進知事公室長 県の支援策、現在行ってるものにつきましては、例えば宿泊施設に滞在していただくとか、割と緊急的なものが多かったわけですが、6月以降は先ほど申し上げましたように、住宅の借り上げとかという形で、しっかり落ち着いて過ごしていただこうと今考えております。ただ、今のスキームを5月で切って支障が出ないかというところは非常に気になるところでございまして、場合によっては移行期間というのですか、そういったものを設けつつ、次の策に移れるようにしたいということでございます。また、支援金等につきましても、必要に応じて期間は見直してまいりたいと思います。

○上里直司委員 受入支援の航空運賃一県だけに絞って申し上げると、もう5月の15日を越しているわけですから、県の姿勢として、5月以降もやりますよと言うのか、今のよう形で打ち切ることはないと言うのかはちょっと違うと思うのですよ。ですから、今後もやりますという形でやるならば、当面何月まで延ばすという形はそろそろ表明しないといけないのではないのでしょうか。

○又吉進知事公室長 まさにそここのところは議論中ではございまして、早急に今週中—今まさに議論しておりまして、切らないということは、当然延長するという意思決定なのですけれども、まだそここのところはどういう形でやるかというところではございまして、ホテル等についてはもうちょっと違う形で滞在場所を移っていただかなければならないだろうという議論はしているところでござ

います。したがって、趣旨においては委員の御指摘のとおりだと考えております。

○上里直司委員 それと、被災をされて県内に避難をされた皆さん方、またはその問い合わせの中で、県の対応に対する評価というか、指摘は随分されています。それも真剣に受けとめなければいけない課題ではあるのですが、1つは、とりわけ被災された方—沖縄に来た方が恐らく今、情報もコミュニケーションも途切れた状態になっていると思うのですよ。そういう意味では、こころのケアチームということで、精神医療の先生方が現地に行かれてますけれども、この沖縄でも割とそういうケアが必要なのではないかと思うのですけれども、今度の補正予算、または現状の事業の中でどう対応していこうとされているのか、お答えいただけますか。

○又吉進知事公室長 これは、さまざまな委員が御指摘になった部分も含めて課題があるわけでございまして、県民会議のワーキングチームでいろいろ議論してございます。とりわけ県の支援を受けている方々についてはアンケート調査も行いまして—今、どのようなことが求められているかということでございます。さらにこの方々につきましては、各県人会が割と積極的にやっていますので、地域のコミュニティーという点でそれぞれの県人会に御連絡をさせていただいて、県人会として一番近いところでコミュニケーションをとるということも取り組んでいただいています。そういったことを今後議論して行って、県民会議の中で方向づけていきたいということでございます。

○上里直司委員 そういう意味では今、県人会の皆さん方をお願いして、間に入ってもらったりとか、ケアをしてもらっていますけれども、多分それだけでは少し不十分なのです。恐らく精神医療的なケアが必要な場面も出てきているので、ぜひその辺も議論を早目にまとめていただいて、そのケアも実施していただきたい。これは要望しておきますので、よろしくをお願いします。

あと2点だけです。私のほうから提言というか一話をいたしますが、被災者の受け入れをする、またはこちらから派遣して、医療やさまざまな事業に携わるという応援があるのですけれども、そろそろ被災地の皆さん方を元気づけるプログラムが必要なのではないかなと思うのです。新聞の報道などによると、東京のほうだとか、近県の県人会の皆さん方が舞台を披露して応援するとかという取り組みがされているので、ぜひこういうのは一県民は多分、こぞって応援するかと思いますので、受け入れるところが可能な場所に限定してもいいと

思いますけれども、そういう応援をする、被災地を元気づけるというウチナーンチュならではのプログラムをぜひ検討していただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 おっしゃるとおりでございます、被災者をいろんな意味で一精神的にも元気づけることが必要であろうかということを検討しております、1つは文化観光スポーツ部の中でツアーを組みまして一3県については、例の米国同時多発テロの風評被害のときに、観光の面で非常に助けていただいたと。そういう恩もありますので、そういった形の恩返しをするためのツアーを今、議論していると聞いております。そういった形でいろいろな手を一芸能も含めてやってまいりたいと思います。

○上里直司委員 最後に、同時に子供たちのケアというか、そこにどう手を差し伸べるかということも重要だろうと思うのですね。ここは被災地の教育委員会との関係も出てくるので、必ずしも我々がやりたいことができるとは一実現できないとは思いますが、それでも我々はしっかりと子供たちも支援をしていくのだという姿勢や、何かの事業を一ここには書いてはないのですが、取り組む必要があるのではないかなと思うのですが、それはもう検討されていらっしゃるのでしょうか。検討というか、ぜひそういうものにも目を向けていただきたいという要望なので、それについてのお答えで結構です。

○又吉進知事公室長 しっかりと検討してまいります。

○上里直司委員 最後に総務部長。当初予算の審査の場面で、観光を担当する方に沖縄の観光政策というものも一きょうの新聞を見ても、随分落ち込みを見せていると。当初予算を組んでいるときはそれは想定していないから、当然、既決予算はそのまま進めていくだろうと思うのだけれども、これはやっぱり柔軟に考えていくべきだと申し上げたのですね。それはそのように考えるとおっしゃっていただきましたので、ぜひ予算一今後、追加で補正予算を計上するのも必要でしょうけれども、観光に関してはキャンペーンも必要ですけれども、特に被災されたその地域の小学校、中学校、高等学校の修学旅行を全部引き受けますでもいいですけれども、そういう予算に具体的に送るとか、今まで積み上げてきたものをもっと具体的に一被災地の支援も含めて、さらに観光業界の支援も絡めるような予算をぜひ庁内で検討していただいて、観光業界の支援、被災地

の子供たちの支援、両方、観光に関して絡み合うような施策をぜひ実現していただきたい。それだけ要望しますけれども、いかがでしょうか。

○兼島規総務部長 観光のほうで、そういった震災を受けての落ち込みについて対策を講じているところですので、その対策案ができましたら—予算措置がどうしても必要だというのであれば、その対応についてはしっかり対応していきたいと思っています。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 見舞金の件ですけれども、予備費で計上されているのですけれども、補正額はないですね。この件について御説明をお願いします。

○平敷昭人財政課長 東日本大震災に係る支援活動等に関する事業一覧の2番の事業—見舞金に関しましては、1世帯当たり20万円ということなのですが、現在、4月以降の動向を踏まえますと、予備費で対応した5100万円ほどで予算的には当面措置できるのではないかとということで、補正は特にやっておりません。

○金城勉委員 もう一つですね。義援金が先ほどの質問で3億9600万円余集まって、それを1次配分できたということですが、この支援は今後も継続していかなければならないことだと思うのですけれども、同時に被災地の皆さん方への義援金の配分とあわせて、受入側としての支援のあり方、そしてまた、財政というか—その辺の手当てもあわせて考えないといけないと思うのですけれども、今後の見通しについてはどうですか。考え方として。

○又吉進知事公室長 先ほどは現地に送る義援金のお話をさせていただきました。これとは別に、今、来られている方への対策として役立ててほしいという申し入れが多々ありまして、それは県で受け入れております。これが昨年度末のものも含めまして、3189万9947円—これが5月13日現在ございます。こういったお金は県民会議の中で用途についても議論をしまして、さらにきちんと口座を設けまして、呼びかけてまいろうと考えております。これは義援金と支援金で非常にややこしいのですけれども、支援金という形で今後、また対応してまいりたいということでございます。

○金城勉委員　そうですね。やはり地元における受け入れとしてのいろいろな施策、対応についてもやはりお金はあるわけで、そういう趣旨も県民に理解していただいて、協力を求めるということも非常に大事だと思いますので、そういうところをぜひお願いしたいと思います。

先ほども絡めていたのですけれども、赤十字での義援金の金額とか、人のあり方とか、その辺のところは知事が日本赤十字社沖縄県支部の責任者でもあるわけですから、その辺の数字の把握はできないですか。

○又吉進知事公室長　ちょっと今、具体的な数字は把握しておりませんが、赤十字は全国組織の中できちんと配分基準を決めて配分しているようでございまして、そういった情報はしっかりと取りたいと思います。

○金城勉委員　その辺の情報も県民に明らかにしていただいて、幾ら集まって、どのように使ったということが明らかになれば、自分たちの気持ちもこのように反映されたのだなとわかって、さらに次への展開にもつながると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

○當間盛夫委員長　休憩いたします。

午前11時59分　休憩

午後1時23分　再開

○當間盛夫委員長　再開いたします。

午前中の照屋委員及び金城委員の質疑に対する答弁で、又吉知事公室長から赤十字の義援金の状況に係る答弁を補足したいという申し出がありますので、発言を許します。

又吉知事公室長。

○又吉進知事公室長　午前中、赤十字が集めている義援金の額についてお答えできませんでしたので、ここで補足させていただきます。沖縄県支部で受け付けた義援金が一ちょっと古いのですけれども、4月19日現在の額が直近でございまして、4億6411万5287円でございます。ちなみにこれは内数でございます。赤十字全体としては1873億3032万1350円と一これは5月13日時点でございます。私どもが把握している数字は以上でございます。

○**當間盛夫委員長** それでは、午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 1点だけ気になることがあるのですが、相談件数は371件寄せられていて、支援決定が145件なのですね。残りの226件については、そもそも相手側から検討してみますだったのか、それとも、その支援要項といいますか—それに当てはまらなくて決定になっていないのか。どちらなのでしょう。

○**又吉進知事公室長** ここでいう支援は旅費、宿泊費の負担という意味でございまして、これが3県の被災者という取り決めでございまして、残念ながらこれ以外の方については、この支援はできないということを申し上げているわけですが、当然それで終わりではなくて、その他の一例例えば民間アパートですね。低額で借りられるところはないかとか、あるいはホテルとか、それなりに相談は受けてございます。できるだけ丁寧に対応させていただこうと思っておりますけれども、残念ながら県の支援という点では、こういった数字になるということでございます。

○**新垣清涼委員** そうしますと、残りの226件については、3県以外の方が多いいという意味なのですか。

○**又吉進知事公室長** 説明が不十分だったかもしれませんが、この3県からの相談件数が371件と。ところが、災害指定区域を受けているところと受けていないところがございます。私も現地で見えてきたところですが、被災を受けていないところは完全に健全と言ってよいと思います。そういった面もありまして、この3県であっても、いわゆる罹災証明でありますとか、あるいは災害指定区域に住んでおられないという方で、支援が対象になっていない方がいらっしゃるわけでございます。

○**新垣清涼委員** 気になっているのは、例えば、福島県ですと30キロメートル圏内とかね。では、30キロメートル圏を少し外れているけれども、やはり非常に心配だということでは、事例があるのか。あるいは、半壊という場合にはどの程度というものがあると思うのですが、一応壊れている、流されているけれども、半壊に認定できないというか—そういう部分で、もう少しだっ

たらというギリギリのところの人たちも何名かいらしたのかなと気になっているわけですね。これから沖縄県がそういう災害を受けたときに、被災者に対する支援を決定する意味でも大事だと思うのです。例えば3県で被災された一支援対象になっている皆さんがこの145件であれば、支援決定にあと何件か入れたのかなと気になっているのです。それで聞いているのですけれども。

○又吉進知事公室長 個々のケースについてはいろいろなケースがあると聞いておりますが、確かにそういう精神的な不安というのですか、そういったものを理由に、被災地の方ではないけれども沖縄に来たという方はいるようでございます。

○新垣清涼委員 その範囲ですと—これは適当かどうかわかりませんが、例えば、爆音の被害があったときに、宜野湾市喜友名は3メートルの道を隔てて防音指定区域とそうでない区域があるわけですね。そうすると、同じように被害を受けているわけです。福島県の場合でも30キロメートルという場合、そこから少し—100メートルとか、500メートルとか離れていても、あるいは風の向きなどによって非常に影響を受けやすい地域もあるかと思うのですが、そういう皆さんは対象にならないですよ。当然30キロを越えているわけですから。要するに、支援決定として扱えばよかった人たちもいらっしゃるのかなと気になって、ぜひ、外れた部分の事例をできるだけ集めていただけたらと思うのですが、その辺の作業はどうなっていますか。

○又吉進知事公室長 相談があった方々については1つずつ記録をとって、仮に支援を受けられない場合でも、できるだけ要望とか、そういうものを把握しております。やはりそういった形で、現時点ではなかなか支援という形ではないのですけれども、今後、例えば福島県等でそういう被害の広がりといったものがあれば、それは柔軟に対応していこうと考えております。

○新垣清涼委員 ぜひ、そういった事例集はしっかり記録していただいて、次の被災者支援の体制に生かしていただきたいと思うのです。

それとあと1点は、先ほども話があった—被災地についてはこころのケアの支援隊を組んで、送っていらっしゃるわけですね。こちらにいらした方については、県人会の皆さんが入っていて安心だとおっしゃっているのですが、やはり精神的な、ああいう津波を受けた恐怖はなかなか消すことが難しいと思うのです。そういう意味では、アンケートで一紙で出してもらうだけではなくて、

やはり巡回をして、一人一人あるいは家族家族で、少し—30分でも1時間でも話をして、この人が本当に落ち着いているかなということ、専門の方が対応すべきだと思うのです。そういう意味ではぜひ—先ほども検討していきたいということでしたので、その辺の支援もやっていただきたいなと思います。ウチナーンチュのチムグクルですね。そこで発揮していただきたいなと思います。そこら辺をもう一度。

○又吉進知事公室長 アンケートをとるに当たっては、紙をまいて出してくれではなくて、職員18名の専従チームをつくっておりますが、各宿等に行って—数はそれほど多くなかったのですけれども、実際に面談して、アンケートに答えていただいております。今、専門家ということですが、ワーキングチームに医療・福祉・教育ワーキングチームというものがございます。そこに医師も、あるいは看護師といった方々も含めて対応できる、あるいは社会福祉協議会といったものが入っておりますので、そういった中で議論をして、必要な支援をしていくということでございます。

○新垣清涼委員 ぜひ、そういったところのケアについて、細やかな対応をお願いします。以上です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉元義彦委員。

○吉元義彦委員 菊生産農家の緊急支援事業費について、肥料や農薬費の助成を行うということで、大変安堵しているわけでありましてけれども、この中に—午前中にも前田委員からもありましたが、この作業員の補助もありましたが、苗木の問題など—育苗ということも書かれているのですが、後作の苗木などの問題の考えはないのかどうか、お聞きいたします。

○長嶺豊園芸振興課長 苗木については—後作で野菜とかを植える場合ですか。この対策事業では、菊の再生産ということを対象にしておりますが、菊の後作で野菜とかを植えて、夏場はこの収入でつないでいくという生産者もいらっしゃいますので、この件については、農林水産振興センター等で営農指導を通じて—いわゆる初めて野菜をつくる方々もいらっしゃいますので、その辺の営農指導を通じて支援していくということで、苗とかそういうことは対象にはしてございません。菊の栽培の再生産ということでの位置づけでございます。

ただ、後作で野菜とかで工夫される方については、いわゆる営農指導ということで、地域で支援会議を立ち上げていますので、そこでしっかりとフォローしていく体制を整えているところでございます。

○吉元義彦委員 園芸振興課長、ここに皆さんの事業概要に書いているとおり、生産農家の経営の安定化を通じて、再生産に向け緊急的に支援していくということをうたっているわけでありますから、今回の震災によって、この彼岸時期に11億円の出荷できない被害をこうむったわけでありまして、やはりこの体力—いわゆる経営の安定を通じて、再生産させる意欲を喚起づけるためには、ぜひ育苗も苗も含めて、堆肥や農薬、苗も含めて検討すべきではないかなど。後作ももちろん生産農家の問題ですよ。考えるべきではないかなど私は考えるわけでありますが、いかがですか。

○兼島規総務部長 目的は再生産に向けての体制ということですので、その中でも肥料代であるとか、農薬代であるとかという形で、等という形で結ばれていますので、その範囲内でできるのかどうかもう一度要望を聞いて、その範疇の中に入れることができるのであればそういう形で対応したい。それ以上にやるというのであれば、もう一度要望を聞いた上で、JAおきなわとも調整をしながらやっていきたいと思っております。

○吉元義彦委員 ぜひ、そのように対処して、できる方向で頑張ってくださいと思っております。

あと1点は被災地からのこの受入体制の問題なのですが、市町村へのこの受入状況について把握されているのであれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思うのですが。

○川本栄太郎防災危機管理課長 市町村への受け入れに関しまして、5月12日時点の市町村営住宅への受け入れについて説明させていただきたいと思いますが、5月12日現在で戸数として22戸、人数として67人が避難されているという報告を受けております。

○吉元義彦委員 これは市町村別に、主にどこどこと報告できますか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 市町村ごとの内訳でございますが、那覇市が9戸、宮古島市が7戸、沖縄市が2戸、豊見城市が1戸、宜野湾市が1戸、宜

野座村が1戸、渡嘉敷村が1戸となっております。

○吉元義彦委員 この受入要件というのですか、こういう条件は県と全く一緒なのですか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 県営住宅と市町村営住宅—基本的に市町村の住宅については、市町村で受入条件を決めておりますので、県と全く同じということではございませんが、すり合わせは行いつつ、なるべく数は合わせるよう調整はしております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 被災者受入支援事業ですけれども、今回の補正対応額の7849万円ですけれども、この受入人数をちょっとお願いいたします。

○川本栄太郎防災危機管理課長 県の旅費、宿泊費の支援に係る受け入れの実績でございますが、5月12日現在で242名の方がいらっしゃっております—大変申しわけありません。答弁を訂正します。今回の予算の積算でございますが、支援開始—4月6日から始めましたが、4月6日から10日間の受入実績のトレンドを把握いたしまして、これから推計を行いました。受入当初の発表としまして、現在、最大で3000名の受け入れを目指してやっておりますが、支援開始後10日間のトレンドから計算して1000名ということで、まずは予算措置をしてございます。

○山内末子委員 もう少し具体的に聞きますけれども、3000名を予定したのですが、この7800万円は1000名の予算措置ということで理解してよろしいですか。7800万円の人数を一積算根拠を教えてくださいのですけれども。

○川本栄太郎防災危機管理課長 支援開始後10日間の受入実績の人数のトレンドを計算いたしまして、1日平均9名と計算いたしました。ただ、今後の広報活動—県としてはせつかくの支援制度でございますので、被災地に行って、少しでもより多くの避難者の方の目にとまって、来ていただければと考えまして、その広報いかんによっては数が2倍から3倍になると計算いたしました。この支援開始決定後10日間の1日平均人数9名に、その後の増加見込みの2倍から

3倍を掛け合わせて、2カ月ということで計算いたしまして、1000名という数字が出ましたので、今回の補正予算は1000名で措置をしておりますが、もし1000名以上の方が来られる場合には、追加の予算措置を検討することで対応しております。

○山内末子委員 理解いたしましたが、この1000名という受入体制を用意をしているけれども、これまでの実績では242名ですよ。きょう現在でもそんなに変わっていないかなと思いますが、先ほども上里委員からもありましたが、5月31日まであと10日余りの中でこれからの人数的な把握ですけれども、予定といたしましてはどうなのでしょう。あるいはその見込みがあるのかどうかをお聞かせください。

○又吉進知事公室長 まず3000名、1000名という数字が出ました。これにつきましては積算がなかなか困難でありまして、3000名という数字につきましては、各県3県で1000名ずつは想定されると一当時の報道とか、そういったことを加味してです。しかしながら、実際にスタートしてみると、先ほども防災危機管理課長からも説明がありましたとおり、マックスでも当面予算措置が必要なのは1000名程度だということでありまして、しかし実際に、委員の御指摘のように300人以下にとどまっているわけですけれども、その理由としては一実際に現地でお話を聞いたりしたところ、やはり簡単に現地を離れる状況ではないと。さらに、同じ県でも被災地と被災されていないところがくっきりとありまして、むしろ被災者の気持ちとしては、被災されていないところに仮設住宅をつくってと一これは岩手県の部長からお聞きしたのですけれども、そういう要望が非常に多いということがございます。したがって、県のこういう支援策については想定どおりにいけないことは事実でございますけれども、先週、知事が各県の知事にお会いしまして、沖縄県は手を広げて待っているとさらに申し上げましたので、こういった広報活動もして、もし来られる方があれば、すべて支援していくという体制は継続したいと考えております。

○山内末子委員 本当に県民が一当初、知事が2万人を受け入れますよとかという言葉を発していましたが、それからその後、いろいろな事情の中で3000人という知事公室長の報告もありました。その中で県民は、これぐらいの人数が来ているのではないのかという思いがあったのですよね。そういう中で、今回の補正予算でも1000人の予算立てと。それでも300人近くしかまだ来ていないのだと。そこをやはり、今おっしゃっていたように広報活動一やはり情報が届い

ていないということが事実だと思いますので、当初は被災地のほうの行政機能が麻痺していたこともありましたが、これからはどんどん復旧しているということも聞いていますので、情報の発信の仕方、それから収集の仕方をもう少し幅広く考えていかないといけないのかなということと、あとはターゲットを絞っていくことも必要ではないのかなと思います。例えば今、仮設住宅を準備していますけれども、それもおくれ気味ですので、そういった観点からすると大所帯の避難場所とか、そういうところだとだんだん避難生活がやっぱり一離れたくはないけれども、仮設住宅に入れる見込みもないという皆さんたちが、それだったら沖縄に思い切ってという考えが出てくる可能性もありますので、そういった意味でターゲットを絞った形での情報の発信の仕方にも必要になってくるのかなと思いますので、その辺の発信の仕方をもう少し皆さんで検討していただきたいなと思いますが、知事公室長、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 全く御指摘のとおりでございます。事務的に期限を決めて、この範囲だということは当初から余り考えずに、柔軟に、弾力的に、さらに先ほど申し上げましたように長期戦になり得ることを考えますと、当面、ホテルの滞在はだんだん借上げでありますとか、公営住宅に移っていただくという方向で進んでおりますけれども、そういうニーズに応じて、きめ細かく対応していきたいと思っております。

○山内末子委員 もう一点ですけれども、ちょっとこれと関連しますが、今回のその避難ではなくて、夏休みがもうすぐ来ます。その夏休みに避難所の子供たちを中心としたことですか、あるいは福島県あたりの学校ではほとんど外で遊べない、外で課外活動ができない状況がこの1学期間でありますので、そういった観点から夏休みの子供たちを対象としたホームステイ作戦みたいなことが、もし、こういった被災者の航空運賃とか、何らかの形で充当できるとかということも、いろいろな形で充当できるようなことも臨機応変に考えられるかどうか、その辺もお願いいたします。

○又吉進知事公室長 大変貴重な御提案だと思います。こういうことも含めて、被災者の方々をいかに精神的にも支援できるかということをお県民会議の中で十分議論して、できるだけのことを、できることをやっていきたいと思っております。

○山内末子委員 ぜひお願いをしたいと思っております。

先ほど県民会議との連携のこともお話がありましたが、大変県民の皆さんたち、民間の活用というのですか—NGO、NPOの皆さん、あるいはこの震災を機に立ち上がったボランティア団体の皆さんとか、そういう皆さんたちが、今必死になって県の基準以外の被災者をも支援していこうと。先ほど来あります福島県あたりでは、避難地域以外の皆さんたちが—母子世帯の皆さんたち、子供たちのことを考えて避難してきている皆さんたちで、その基準に漏れている人たちの支援をしていこうという県民のボランティア団体が大変多いのですよね。そういう観点からも、ぜひ民間活力を生かしながらのこれからの支援活動という形ですね。その皆さんたちを網羅した県民会議は、今ある団体の会議になっていますけれども、そういう個々のボランティア団体ですとか、個人的に動いている皆さんたち、実は頑張っている皆さんたちが多くて。私、知事から何らかのメッセージ—いろんな会議とか定例記者会見などでも、一言でもそういう県民の皆さんたちにお礼も言っていたきたいなといつも思っているのですけれども、そういう皆さんたちを網羅した大会なりとか、今後そういうものも考えていただけないかなと思います。どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 やはり県民を挙げて、チムグクルで支援しようという趣旨でございますので、まだ県民会議に参加されていない方々にも呼びかける形で支援していくということに関しては、いろいろな方法があるかと思っておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○山内末子委員 お願いいたします。

もう一点だけ。職員が割と派遣されていますけれども、その中で一実はこの間、ある新聞の中で、自衛隊の方が余りにも悲惨な状況を目の当たりにしたためにPTSDを患って、そういう方がわいせつ行為で逮捕されてしまったと。そういう事例が全国的に多く出ていることが実はあつたりしますので、そういう中で頑張ってこられた職員の皆さんたちの中から、そういう精神的な疾患に陥ったとか、そういうことは状況として大丈夫なのでしょうか。

○兼島規総務部長 実を言うと派遣する前に、私どもの職員を派遣するに当たっては、行けという形ではなく、本人の同意を得ることが大変大事だと思われましたので、家族も含めて同意を得るという形でやりました。おっしゃるように、そこに行けと言われていろいろな場面に遭遇するわけですから、非常にこころのケアが大事だと思っております。帰宅された方々については、その後産業医についてもらいながら、そういうことについてもケアをやっていきたいと思

います。

○山内末子委員 頑張って行かれました皆さんたちが、逆に患うことのないようにその皆さんたちのケアと、これから行く皆さん方には、そういった意味での事前の対策をしっかりと整えた上で、派遣していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 地震発生以来2カ月、県民ぐるみに支援活動一県が先頭に立って、本当に頑張っていると思います。本当に御苦労さまです。先週、福島県からの被災者とお会いしたら、偶然にラジオで航空運賃も、滞在費も沖縄県が出すという話を聞いて、すぐ避難所から空港に行って、本当にホテルで3食つきで御世話になっていると。沖縄県民の皆様感謝したいという話をしておりました。そのようにして被災者を支援できるケースもあるけれども、想定していたよりは実績が余り上がっていないなど。やはり沖縄県民の、沖縄県の受け入れが十分きれいに伝わっていないかもしれないなど。インターネットは避難所ではほとんど見ることができないし、テレビも全国ニュースが多いので、沖縄独自の情報というのはなかなか行かないと。それでFMあたりは今、被災地に支援のため移動局などをみんな張りつけて、応援に来ているらしい。そこはきめ細やかな情報を提供できますので一大体ラジオは、避難所でみんな持っているらしい。そのラジオなども通して、広報するのも有効かなという感じがしました。

それで、私も5月12日に福島県相馬市の被災状況を見てきたのですが、地震、津波、原子力発電所事故による風評被害、そして人口分散という四重苦で苦労しておられる様子がわかって、被災状況は想像を絶するものがありました。それで復興支援は長期になるだろうなということで、福島県議会の話を聞いても、なかなか自分たちの住みなれたところを離れたがらないが、行政は移動してもらいたい。その調整も含めて災害が起きる前に、災害に強い県土づくりということが課題だなと思います。

それで、我々も引き続き復興支援をやるとして、我が県民を守るための手だてはされているかということをお聞きしたいのだけれども、沖縄県が去年発表した沖縄県地震被害想定調査報告書を見たら、どうも今回の大震災による自然の猛威と比較すると、これは大幅な見直しをしなければならないと思いました。

といいますのは、今、那覇市の防災計画が各戸に配られているのです。それは、県が出したこの報告書の津波の高さ—ハザードマップを前提にして、各戸に配られているのです。ですから、県の調査報告に依存しているところがある。これは県の報告書だと、県はそういう想定をしていることになる、大きな問題だなどと思いました。そこで、県が出された調査報告書の内容と、今回の震災を含めて早急に災害対策を講じながら、支援をしていかなければならないと思いますので、その辺の考え方、取り組みをお聞かせください。

○又吉進知事公室長 今回の災害は未曾有の災害ということで、千年に一度といった形で、県も大変な衝撃を受けてございます。今、委員が御指摘になりました、いわゆる県の津波、地震の災害想定調査というものを昨年7月に公表してございますが、一例を挙げますと、石垣島地方でマグニチュード7.8、死者が3000人といった見積もりを出しました。今回の津波はそれを上回っているわけでございます、当然、県としても問題意識を持ってございます。今、取り組みとしましては、やはり県がつくり出す地域防災計画—これは、政府の防災会議がつくる計画、市町村の計画と連動しておりますけれども、これについて、やはり基本的なところを見直す必要があるかということで、既にその方向で専門家の先生方—国立大学法人琉球大学の先生等、今、接触を始めております。やはり科学的な、基礎的な知見というものが根底にあって、その上で被害の想定、さらにその対応ということになっておりますので、そういった形を早急に進めていきたいということが現状でございます。

○高嶺善伸委員 具体的には、いつごろまでにそういった見直しも含めてできそうですか。

○又吉進知事公室長 県としては可及的速やかにと考えているのですが、先ほど申し上げたように市町村の防災計画、それから県の防災計画、それから政府の防災計画は連動しております、市町村は県に協議をすることになっております。県は策定するに当たって、政府に協議することになっております。そういった手続を考えますと、今、政府側でちょっとめどが立っていない状況なのですけれども、これはもう最大限迅速にやっていきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 皆さんの調査報告書で、大体津波の高さが5メートル以上という程度でそれほど高い津波を想定はしていないけれども、例えば、240年前の明和の大津波が30メートルぐらいという話で、それぐらいの地震が発生する

頻度は30年内にあるだろうと報告書に出ておりました。それから考えると、急いで想定される自然の災害というものに対して万全を尽くしてもらいたい。起きてからでは遅いですよね。それで、5月13日に沖縄振興審議会があったときに、新たな沖縄振興計画の中にもそういう防災という観点を重視してやっていくべきではないかという意見が多く出ておりました。枝野官房長官も、復興支援もそれはそれで政府でやるが、沖縄振興についてはそれと別個に政府は責任を持って取り組んでいくという発言がございましたので、今、積み上げてきた調査報告書ではなく、県は本当に災害に強い、安心安全をどうやってつくるかということで、ぜひ、今度の基本計画等にも芽出ししながら、盛り込んでいくようなことをやってもらいたいと思うのです。ですから、相当スピードアップして提言していかないといけないのではないかと思います。最後に少し決意を聞いておきたいと思います。

○又吉進知事公室長 やはり防災対策というものは、行政の基本の基本である。これがあって他の施策が遂行されるものだとして認識しておりますので、今、委員から御指摘のあった部分については、県としても最大限のスピードで取り組んでまいりたいと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 航空運賃や宿泊費の無償の場合には、242名とカウントされていますけれども、この242名はどのような経緯で申し込みされているのですか。

○又吉進知事公室長 県の支援対策チームというものがございます。そこにお電話をいただきます。そこには観光業界の方々が詰めておりまして、もしその要件に合致した場合、すぐに可能な便でありますとか、宿泊可能なホテルとかを探しまして、いつ、ここでという御提案をいたします。それが可能で飛行機に乗っていただけるのであれば、直ちにそういう対応をするということでございます。

○島袋大委員 これは、要するに県の対策チームがあるということは、広報が何かで流しているのですか。

○又吉進知事公室長 これはパンフレット等も出しております。先ほど来御指

摘のように、まだ現地の混乱もあって、周知ができていない部分もあるようでございますので—これは、どういうことをやっているのかと申しますと、当然マスコミを通じてやっておりますし、先週は知事がみずから行って、その知事、それからマスコミの方々に紹介をいたしました。さらに、現地に派遣される県の職員にも、できるだけ現場でパンフレット等を配ってくれという形で渡したり、できるだけことはやっているところでございます。

○島袋大委員 それでは、今、申し込みをして一要するに、飛行機の座席が空いている便に入れて、観光業界がホテルの割り振り、そのように空いている部屋とかを埋めていきますよね。その次の段階では被災者の方々にどのように説明しているのですか。場所も決まった、飛行機の便も決まった、宿泊施設も決まった。こうこう決まりましたから、それでは沖縄に来てくださいという形をとっているのか。どうなのですか。

○又吉進知事公室長 それはきちんと電話等で連絡がとれるということですので、被災者にここに来てくださいと。それで、出迎えにつきましては、J C等が空港までの出迎えといったことをしていただいております。これは県から協力をお願いしまして、あるいは県人会—J Cが現地で、現地の空港までやっていただいておりますし、それからこちらでは、こちらの県人会の方が那覇空港までお迎えしてホテルまでということをやっております。

○島袋大委員 今、知事公室長が言ったように、那覇空港に着くまでに一要するにホテルまで全部決めていただいて、それではこのホテルですから、沖縄まで来てくださいというように那覇空港に着くわけです。この方々は—今はJ Cの皆さんともいろいろ協力しているかもしれないけれども、私はゴールデンウィークに、宮城県人会と島尻安伊子事務所と一緒にボランティア活動をしたのだけれども、この方々はどこどこがホテルだから、ホテルはこういうところですから、モノレールで行ってくださいと言われていたわけです。私たちは被災者支援という形で段ボールに書いて、空港の出口で待って—先ほど話があったように、被災地から来る人は、観光客のような顔をしていないわけです。下を向いて、元気のない顔をしているものだから呼びとめて、被災者支援で来ているのですか—はい、そうですと。それではここに座ってくださいと。修学旅行生を受けるように並べて、ホテルはどこですか—モノレールで行きなさいと言われてました。ホテルはどこですか—糸満のサザンビーチリゾートと言うのですよ。モノレールがあるわけないです。ですから、こういう最後の詰めまでさ

れていない状況があるわけです。200名近くが来ているのであれば、せっかく沖縄が全力で、みんなが汗かいて頑張っていることでもありますから、最後の一押しまでしっかりやるようなシステムを一県民会議があるのであれば、150団体以上あるのであれば、そのホテルで受け入れる皆さんにはバスぐらい出してくれとか。あるいはレンタカー協会にしたり、バス会社にしたり、1台をホテルに配分できるような受入体制までもやれば、この方々は感謝の気持ちで、恩義を持って、改めて沖縄へのリピーター客として根強くついてくると思うのですけれども、細かく一文句ではないのですけれども、細かく最後の詰めまでやっていただければ、被災地の皆様方も本当に喜んで、沖縄の皆さん感謝しますと出てくると思うのですけれども、どうですか。

○又吉進知事公室長 確かに委員の御指摘のように、個々のケースでどうも連絡がうまくいかない一特に4月の中旬に多かったのですけれども、今、おっしゃったような事例があったと聞いております。それは県民会議でも議論しておりまして、協力いただける団体には、きちんと被災者が戸惑わないように一特に、電話相談などもそうですけれども、一つ一つフィックスしていくことによりまして、そういったことはまた二度と起こらないように、きちんと対応してまいりたいと思います。

○島袋大委員 大変頑張っていることでもありますから、またしっかりとよろしくお願ひしたいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議案の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。
休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決方法について協議)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

これより甲第1号議案平成23年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫